

次世代を紡ぐ若者へのエール給付金申請のお知らせ

御坊市では、新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格、物価の高騰により、厳しい生活を余儀なくされている大学生や社会人等の若者世代の生活や自立支援のため、次世代を紡ぐ若者へのエール給付金を支給します。

◆**支給対象者** 令和4年6月1日時点で、次の①または②のいずれかの条件を満たす方

①御坊市に住民票があり、平成12年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれた方

②御坊市に住民票がある者の扶養を受けており、平成12年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれた方

※本事業における「扶養」は税法上の「扶養」を指します。

◆**支給金額** 支給対象者1人につき5万円

◆**必要書類** 申請書、本人確認書類の写し（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）
申請者名義の通帳の写し

◆**申請方法** 上記対象者①の方については、市から申請書を送付しますので、同封の返信用封筒に必要書類を入れ、申請してください。

上記対象者②の方については、市ホームページから申請書をダウンロードし、郵送により申請していただくか、次世代を紡ぐ若者へのエール給付金事務局（市役所3階）までお越しいただき申請してください。

◆**申請期限** 令和5年1月31日（火）

◆**申請・問い合わせ** 次世代を紡ぐ若者へのエール給付金事務局 ☎0738-52-7766



詳細については
こちらから

御坊市貨物自動車運送事業者支援金申請のお知らせ

御坊市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び経済情勢の変動による原油価格高騰等の影響を受けた御坊市内の貨物自動車運送事業者に対し、事業継続を下支えするため、御坊市貨物自動車運送事業者支援金を支給します。

◆**支給対象者**

御坊市内に本社・営業所等を有する中小企業者で、貨物自動車運送事業法に規定する「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」のいずれかを営む者

※大企業（みなし大企業を含む）、「御坊市地域公共交通機関燃料価格高騰対応及び経営支援金」の支給対象事業者は対象外

◆**支給対象車両**

次の①・②両方に該当する車両（リース含む）であること

①**御坊市内の営業所等で事業用に所有している車両**（令和4年4月1日時点）

令和4年4月1日時点で、和歌山運輸支局において、御坊市内の営業所等での配置車両として登録されている営業用車両（緑（黒）ナンバー）であること

②**使用の本拠が御坊市内である車両**

車検証に記載されている「使用の本拠の位置」が御坊市内であること

◆**支給金額** 支給対象車両1台につき5万円 ※上限100万円

◆**申請期限** 令和4年8月31日（水）

◆**申請・問い合わせ** 商工振興課 ☎0738-23-5531

申請方法等の詳細については、市ホームページをご確認いただくか、商工振興課までお問い合わせください。

